

令和 7 年第 3 回安城市議会定例会請願文書表

令和 7 年 9 月 1 日

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	令和 7 年 7 月 3 1 日
件 名	森林環境譲与税で水源の森購入を求める請願		
提 出 者			
紹 介 議 員	深 津 修		
付 託 委 員 会	総務企画常任委員会		
要 旨	請願の趣旨 安城市初代町長岡田菊次郎翁（後明治用水理事長）は、「水を使う者は、自ら水をつくれ」との理念に基づき明治用水の源流域の平谷村、根羽村の山林を購入し、水源の森育成事業を進めました。 時を同じくして、東京都においても初代東京市長尾崎行雄氏は、多摩川上流の山林を購入し、「水道水源林」として保全育成してきました。東京都では尾崎行雄氏亡き後も氏の遺志を受け継ぎ歴代の知事が多摩川流域の山林を購入し続け、巨大都市の住民に豊かで良質な水を届けています。 平成 1 2 年、東海地方を襲った豪雨は矢作川流域にも大きな水害をもたらしました。この災害は昭和 4 0 年代に行われた国の拡大造林によりスギ・ヒノキを全山に植えましたが、木材事情が変わり植林した後、山の手入れがされないまま放置林となったことが大きな原因と考えられています。 近年は地球沸騰化と呼ばれ気候変動は、私たちの生活に直接大きな影響が出るようになりました。昨年の夏は、異常な暑さを記録し、安城市でも 7 月から 8 月にかけて 3 3 日間雨が降りませんでした。これはやがて水不足を招き、市民、産業に大きな被害をもたらす予兆と危惧されます。水源を守る活動の重要性がますます高まっているといえます。 本会は、これまで森が荒れ、災害が頻発している現状を考えますと、今すぐ実効的で具体的な行動を始めたいと考え、会員である特定非営利活動法人森を再生する会が設楽町と新城市作手の荒れた山林を購入し、スギ・ヒノキを伐採し広葉樹の森に転換する活動を行ってきました。 また、エコネットあんじょうでは市民に呼びかけ、水源の森づくりに賛同していただいた寄付 1 2 0 0 万円で、根羽村村有林の水源地 1 2 ha を購入し、水源の森トラスト地として保全活動を展開しています。 政府も日本の山林の危機的状況を解決するために森林環境税を導入し、2 0 1 9 年度から、森林環境譲与税が国から交付されることになりました。その根拠となる法律「森林環境税及び森林環境譲与税の法律」の付帯決議によれば、下記の十～十五のように広葉樹化への取組が求められています。 十 森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林環境譲与税による措置も含め、我が国全体で必要な森林整備が着実に進められるよう、所要の予算を確保すること。 十一 森林環境税を活用した森林整備等への国民の理解と協力が一層得られるよう努めること。		

十二 私有人工林において、荒廃し、保水力低下、土砂災害の発生、野生鳥獣の生息地の破壊、花粉症り患者の急増など深刻な問題が生じていることが我が国の森林における重要な課題であることに鑑み、豊かな水源の森再生のために、森林環境譲与税で、地域の自然条件等に応じて放置人工林の広葉樹林化を進めること。

十三 広葉樹林化の施業は、実践例が乏しく、森林環境譲与税の交付を受ける自治体にその技術がなく、人材も不足していることから、森林環境譲与税で放置人工林の広葉樹林化が進むように、具体的な指針を示し、必要な支援を行うこと。

十四 既存の森林整備に係る補助金等は、放置人工林の広葉樹林化に利用が難しく、自治体独自の補助事業もほとんどないことに鑑み、放置人工林の広葉樹林化が各地で進むよう、必要な取組を行うこと。

十五 森林環境税及び森林環境譲与税制度について、各自治体における使途及び豊かな森林の公益的機能増進への効果を検証しつつ、必要がある場合には、豊かな森林環境の再生のために、森林環境譲与税の使途や譲与基準をはじめ、所要の見直しを行うこと。

等、人工林を広葉樹林に林層転換すること、豊かな森林環境の再生めざすことが求められています。

このように森林環境税の趣旨からいえば、本市としては「水源の森づくり・広葉樹の森づくり」に充てることが妥当かと思えます。

森林環境譲与税が安城市に毎年2千万円近く譲与されている今、岡田菊次郎翁の遺志を受け継ぎ安城市民が未来永劫、水の恵みを得て安心して生活できるように、森林環境譲与税が水源林の確保に使われることを切に願い、健全な森林の保全、良質な水の確保のためにも広葉樹の森づくりを推進いただけるよう、以下お願いいたします。

請願事項

森林環境譲与税を使って、本会が購入した12haに隣接する水源林（自然林を）を購入し、市民の水資源の確保及び保全に努めていただきたい。

※1 自然林は根羽村としては経済的価値が少なく、安城市にとっては水源地の確保は経済的価値が大きいと思われます。

2 上記の理由で水源林は安城市が所有することが理に適うと考えられます。

3 自然林は水源機能が高く、維持管理費もほぼ必要ない。むしろ、自然保護のためにトラスト地として保全することがきわめて重要と思われます。